

社会福祉法人中野区社会福祉協議会
役員その他の役職者の報酬
及び費用弁償に関する規程

昭和59年 3月	制 定
平成 6年 5月	改 正
平成14年5月29日	改 正
平成30年3月28日	改 正

(目 的)

第1条 社会福祉法人中野区社会福祉協議会の役員その他の役職者（以下「役職者」という。）の報酬及び費用弁償は、この規程の定めるところによる。

(役職者の範囲)

第2条 この規程における役職者とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 理事及び監事
- (2) 会長、副会長及び常務理事
- (3) 評議員
- (4) 委員会の委員

(報酬)

第3条 役職者の報酬額は、別表のとおりとする。

2 前項の報酬額は、理事・監事・評議員、委員会委員の内当会職員及び中野区職員には支給しない。

3 報酬の支給方法は、会長、副会長は事務局職員に対して支給する給与の例による。その他は会議の出席の都度支給する。

(費用弁償)

第4条 役職者が中野区外に出張した場合の旅費交通費については、事務局職員に対して支給する旅費の例による。

附 則

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

役 職 者	報 酬 額
会 長	月額10,000円
副 会 長	月額 7,000円
監 事	会議毎1回 1,113円 ただし、監査時においては、1回30,000円とする。
理事、評議員、 委員会委員 (会長、副会長 を除く)	会議毎1回 1,113円 (中野区外の出張の場合1日単位で支給)